

## **八ッ場ダム住民訴訟通信-107**

2015年5月12日発行

### **八ッ場ダム土地強制収用へ**

#### **国土交通省「八ッ場ダム事業認定」を申請。**

4月10日、国土交通省は八ッ場ダム建設事業について、土地収用法に基づく事業認定を国土交通省へ申請しました。八ッ場ダム現地は現時点で未取得地が多々あり、この申請が認められれば、所有者の同意が得なくても強制的に土地を取得することが可能になります。

八ッ場ダム工事事務所によりますと、3月末の時点で、水没予定地を含む計画予定地 301 ㍍のうち、93%にあたる 281 ㍍を取得したとしています。残る 20 ㍍、6 戸は、所有者が買収に応じていないもののほか、所有者が不明のため買収交渉ができないものもあると説明しています。

#### **誠実に土地買収交渉をしたのか。**

今回の申請について、関東地方整備局は「あくまでも地権者との話し合いを第一とする…」と、表面的には地権者への配慮をうかがわせますが、実際は昨年11月、生活道路でもある国道を封鎖した際、行政関係者や工事関係者に発行していた通行証を地元住民には発行せず、露骨に圧力をかけ追い出しにかかったという事実があります。

#### **強制収容して追い出しても、代替地は安全か。**

ご存知のように水没住民のために用意したという代替地は、有害な鉄鋼スラグが使用されており、その安全性は確認されていません。しかも地すべりなど問題は山積しています。これらの問題を放置したまま強制収用をかけ、本体工事を進めるやり方が民主的な公共事業の在り方なのでしょうか。

水没地域に住む住民の方は代替地への移転を検討はしているとした上で「代替地の安全性について説明を求めているが、きちんとした説明がない。その中で土地収用の手続きだけが進むのは納得できない」と話しています。

### **八ッ場ダム、霞ヶ浦導水ができたとして、その水を使いきれぬのか。**

#### **責任引取水はどうなる。県当局へ迫る。**

茨城県の水問題を考える市民連絡会は、例年7月に予定される県当局と茨城共同運動の話し合いに、水問題の担当団体として以下のように質問を投げかけ、要求を提出しました。

### **平成 27 年度要求**

茨城県の水問題を考える市民連絡会

現在、県企業局と水道事業者(市町村、広域企業団)との水道用水供給契約は「八ッ場ダム、霞ヶ浦導水などが完成するまで」という条件付きで契約水量が定められています。それでもなお、鹿行・県南・県西・県中央の事業者は年間 30 億円もの使わない水の分まで過払いしています。

■県企業局との過大な契約水量と過払い給水料金(平成21年度実績)

	給水実績 ①	市町村 保有水源②	県水必要量 ③	県契約水量 ④	契約余剰 水量④-③	過払い 給水料金(千円)
鹿行	82,316	27,040	55,276	84,000	28,724	517,032
県南	252,733	24,598	228,135	272,775	44,640	691,027
県西	206,087	192,667	13,420	80,000	66,580	1,478,076
県中央	302,046	285,710	64,332	55,971	10,408	302,248
合計	843,182	530,015	361,163	492,746	150,352	2,988,384

※県北は県企業局から給水されていません。

※水量単位:1日最大給水量トン/日

※県中央は保有水源+契約水量を供給水量が上回る自治体がありながらも

無認可の地下水利用で不足をきたしていないことから、契約余剰水量を推定値にしました。

霞ヶ浦導水、八ッ場ダムが完成する2020年頃には本来の契約「責任引取水」が次のように実施されることが予想されます。

■契約水量と責任引取水比較(2010年度 単位万トン/日)

	契約水量	責任引取水量	※思川開発	倍率
鹿行	84,000	108,000		129%
県南	272,775	306,075		112%
県西	80,000	80,000	138,000	100% ※173%
県中央	55,971	240,000		429%
合計	492,746	734,075		149% ※161%

どの地域も現状の過大な契約水量の上に、さらに膨大な水量を引取ることになります。ことに県中央は事業者によっては最低でも2倍、最大は7倍もの水量を引取ることになります。すでに県人口は減少期に入り、給水人口も減少を見せ始めています。1日最大給水量は、ついに100万トンを割りました。こうした状況は、県当局は詳細に知っているものと存じます。以下質問いたします。

- 1、湯西川ダムに加えて八ッ場ダム、霞ヶ浦導水の開発水量を引受けて、県の水道会計は維持できますか。
- 2、県企業局が引受けたとして、水道事業者の経営は持つと思われませんか。
- 3、水道事業者が責任引取水を引受けて、水道料金はどれだけ引き上がると想定していますか。需要者が支払えると思いませんか。

**要求**

- 1、茨城県の給水実績を踏まえ、将来の人口減・需要減を誠実に受け止め、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業から速やかに撤退することを求めます。
- 2、現状の高すぎる水道料金の引き下げを求めます。

※茨城県の水問題を考える市民連絡会(順不同)NPO アサザ基金、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議、利根川の水と自然を守る取手連絡会、新しいつくばを創る市民の会、水道問題を考える土浦市民の会、八ッ場ダムをストップさせる茨城の会、農民運動茨城連合会、つくばほっとネット

**八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛**

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768